

◎ 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団財務規程

〔 昭和55年3月28日
神リハ規程第4号 〕

改正 昭和58年3月1日神リハ規程第1号
平成4年3月27日神リハ規程第1号
平成14年3月29日神リハ規程第3号
平成17年3月28日神リハ規程第1号
平成19年3月29日神リハ規程第3号
平成24年3月27日神リハ規程第4号

昭和60年3月27日神リハ規程第2号
平成11年3月24日神リハ規程第2号
平成14年3月29日神リハ規程第4号
平成18年3月29日神リハ規程第4号
平成22年3月30日神リハ規程第1号
平成24年11月1日神リハ規程第9号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団（以下「事業団」という。）の財務に關し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 事業団の財務に關しては、定款その他事業団の財務に關して適用または準用される法令等（以下「法令」という。）に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(会計原則)

第3条 事業団の会計は、次の原則に従って処理しなければならない。

- (1) 財政状態及び経営成績に關して、眞実な報告を提供するものでなければならない。
- (2) すべての取引について、正規の簿記の原則に従って正確な記帳整理を行わなければならぬ。
- (3) 資本取引と収支取引とを明瞭に区分しなければならない。
- (4) 財政状態及び経営成績に關する会計事実を、決算その他の会計に關する書類に明瞭に表示しなければならない。
- (5) 会計処理の基準及び手続きを毎会計年度継続して用い、みだりに変更してはならない。
- (6) 財政に不利な影響を及ぼすおそれのある事態にそなえて健全な会計処理を行わなければならぬ。
- (7) 理事会等、種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであつて、政策の考慮のために事實の眞実な表示をゆがめてはならない。

(収入の年度所属区分)

第4条 収入の年度所属区分は、次の各号に掲げる区分により行わなければならない。

- (1) 事業収入及び付帯収入については、これを調定した日の属する年度。ただし、これによりがたい場合においては、その原因である事實の存した期間の属する年度
- (2) 資産の貸付料、その他これに類するものを、前号に掲げるものに属しないものについては、貸付その他収入の発生の原因である事實の存した期間の属する年度
- (3) 前2号以外の収入については、収入の発生原因である事實の生じた日の属する年度。ただし、これによりがたい場合においては、その原因である事實を確認した日の属する年度

(支出の年度所属区分)

第5条 支出の年度所属区分は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 支払に伴う支出については、債務の確定した日の属する年度。ただし、保険料、賃借料その他これに類するものについては、保険、賃借その他支払の原因である事實の属する年度
- (2) 前号以外の支出については、支出の発生の原因である事實の生じた日の属する年度。ただし、これによりがたい場合においては、その事實を確認した日の属する年度

(専決)

第6条 収入調定、支出負担行為、支出命令、入札執行の専決については規則に定める専決者が行うものとする。

(勘定区分)

第7条 事業団の会計においては、貸借対照表勘定は、資産、負債及び純資産とし、収支勘定は、収入及び支出に区分して経理するものとする。

2 勘定科目は、規則に定めるところによるものとする。

(帳簿)

第8条 事業団においては、規則に定める帳簿を備えすべての経理を記録し、計算し、整理しなければならない。

(出納職員)

第9条 事業団に出納役、副出納役を置き、事業団の業務にかかる金銭の出納、その他の会計事務をつかさどる。

2 出納役、副出納役は、理事長が任命する者をもつてあてるものとする。

3 出納役及び副出納役を補助する職員として分任出納役、物品出納役及び会計職員を置くことができるものとする。

(総括物品管理役)

第10条 事業団に総括物品管理役を置き、事務局次長をもつてあて、物品の管理、処分にかかる事務をつかさどる。

2 総括物品管理役を補佐する職員として、物品管理役を置くことができるものとする。

(善管注意義務及び賠償責任)

第11条 事業団の資産または、事業団の資産以外のものを管理する役員または職員は、善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

2 前項の管理者が故意または重大な過失により事業団の定款（以下「定款」という。）、規程等に違反し、または怠ったことにより事業団に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。次の各号に掲げる行為をする権限を有する職員またはその権限に属する事務を直接補助する職員で当該行為をしたことにより事業団に損害を与えたときも同様とする。

(1) 支出負担行為

(2) 第25条第1項の命令または同条第2項の確認

(3) 支出または支払

(4) 入札執行

(5) 第30条でいう監督及び検査

(取引銀行の指定及び口座の設置等)

第12条 理事長は、事業団の取引金融機関を指定（以下「指定金融機関」という。）し、預貯金の約定の締結を行うものとする。

2 預貯金の口座の開設は、出納役の名義をもちいて行うものとする。

第2章 予算

(予算)

第13条 予算は、事業計画の確立と事業の円滑な運営を図る目的をもつて、収支の合理的規制を行うものとする。

(総計予算主義)

第14条 収入と支出は、全て予算に計上しなければならない。

(予算の内容)

第15条 予算は、次の各号に掲げる事項から成るものとする。

(1) 事業計画

(2) 収入支出予算

(収入支出予算の区分)

第16条 収入支出予算は、その性質及び目的に従って大中に区分しなければならない。

(予算の事前調整)

第17条 経常予算以外のもので、将来予算措置を必要とするものについて、その事実が判明したときは、直ちにセンター長の調整を得るものとする。

(予備費)

第18条 予備費は、予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、収入支出予算に計上するものとする。

(予算の補正)

第19条 既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成するものとし、なお、この場合においては、第13条から第18条までの規定を準用するものとする。

(予算の執行)

第20条 次の各号に定める基準に従つて予算を執行しなければならない。

- (1) 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定める。
- (2) 定期または臨時に支出予算の配当を行う。
- (3) 収入支出予算の各中を小節に区分するとともに、当該小節の区分に従い収入支出予算を執行する。

2 支出予算においては、各大の間において相互にこれを流用することができない。

(執行状況調査)

第21条 予算の適正を期するため、事務局長をして予算の執行について調査させることができるものとする。

第3章 収入及び支出

第1節 収入

(収入の方法)

第22条 収入は、これを調定し、納入者に対し納入の通知をしなければならない。ただし、規則に定めるものにあっては、納入の通知を省略することができるものとする。

(滞納)

第23条 収入を納付期限までに納付しない者がある時は、理事長は遅滞なくこれを督促し、法令に定めるところにより必要な措置を講じなければならない。

第2節 支出

(支出負担行為)

第24条 支出負担行為は、法令及び事業団の規定または予算の定めるところに従いこれをしなければならない。

(支出の方法)

第25条 出納役は、支出命令権者の命令がなければ支出することができない。

2 出納役は、前項の命令を受けた場合において当該支出負担行為が前条に違反していないこと及び当該支出負担行為にかかる債務が確定していることを確認したうえでなければ支出することができない。

3 支出は、規則の定めるところにより資金前渡、概算払及び前金払の方法によって行うことができるものとする。

(支払の方法)

第26条 支払は、小切手を振り出して行うものとする。

(立替金)

第27条 緊急かつ予期しなかつた経費を立替払した職員は、規則で定めるところによりこれを請求することができるものとする。

(預り金)

第28条 出納役は、事業団に属さない収入支出外現金について規則に定めるもの以外はこれを受払いすることができない。

第4章 契約

(契約の締結)

第29条 売買、賃借、請負その他の契約をする場合は、一般競争入札若しくは指名競争入札(以下「競争入札」という。)及び随意契約の方法により締結するものとする。

2 前項に定める指名競争入札及び随意契約は、規則で定める場合に該当するときに限りこれによることができるものとする。

3 契約書を作成する場合においては、理事長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しない。

(契約の履行の確保)

第30条 売買、賃借、請負その他の契約を締結した場合においては、契約の適正な履行を確保するため、規則に定める監督または検査をしなければならない。

2 契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、事業団に帰属するものとする。ただし、損害の賠償または違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

(長期継続契約)

第31条 翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他規則で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

第5章 資産

第1節 通則

(資産)

第32条 資産は、流動資産及び固定資産をいう。

2 定款第15条に定める基本財産及び資産は、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、または譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。ただし、物品は規則の定めるところによる。

第2節 流動資産

(流動資産の範囲)

第33条 流動資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 現金・預金
- (2) 有価証券
- (3) たな卸資産
- (4) 債権
- (5) 物品

(流動資産の管理)

第34条 流動資産は、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 現金、預金若しくは貯金の通帳、有価証券または預り証その他これに準ずる証書は、厳重なかぎのかかる容器に保管または指定金融機関に保護預けをしなければならない。
- (2) 物品出納役は、たな卸資産を管理し、毎事業年度少なくとも一回以上規則に定めるところにより実地たな卸を行うものとする。
- (3) 債権については、その発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも事業団の利益に適合するよう管理しなければならない。
- (4) 神奈川県総合リハビリテーションセンター条例第11条第2項の規定により、利用料金の減免及び徴収不能による債権放棄の場合の手続等は別に定める。
- (5) 物品の取得、管理及び処分については、規則に定めるところによる。

第3節 固定資産

(固定資産の範囲)

第35条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 基本財産 | 法人が基本財産と定めた現金預金等 |
| (2) 有形固定資産 | 土地、建物、機械及び装置、耐用年数1年以上で価格10万円以上の車両運搬具若しくは工具器具及び備品等 |
| (3) 無形固定資産 | 借地権、施設利用権、特許権等 |
| (4) 投資 | その他投資、長期貸付金等 |
| (5) その他の固定資産 | 総合リハ事業積立預金、退職給与積立預金等 |

(固定資産の取得)

第36条 固定資産は、理事長の承認がなければこれを取得してはならない。

(固定資産の管理)

第37条 事務局長は、固定資産を常に良好な状態において管理しなければならない。

2 管理方法については、規則に定めるものとする。

(固定資産の処分)

第38条 固定資産の処分については、規則の定めるところにより行うものとする。

第6章 引当金

(退職給与引当金)

第39条 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給与引当金に計上する。

2 会計年度末の退職給与引当金の額は、職員が当該会計年度末に全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額とする。

(徴収不能引当金)

第39条の2 出納役は、事業年度末に債権の回収に関する可能性を検討し、その回収が不能と見込まれるときは、その見込額を徴収不能額として算定し、徴収不能引当金に計上する。

2 徹収不能額は、原則として、同種の債権ごとに、算定しようとする対象事業年度末の債権残高に当該事業年度以前3年度分の徴収不能率の平均値を乗じて算定するものとする。

第7章 決算

(決算)

第40条 決算は、予算との有機的関連を維持し、継続記録に基づくものでなければならない。

(決算の内容)

第41条 決算は、次の各号に掲げる事項から成るものとする。

(1) 事業報告書

(2) 決算報告書

(ア) 資金収支計算書

(イ) 事業活動収支計算書

(ウ) 貸借対照表

(エ) 財産目録

第8章 雜則

(実施細目)

第42条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

(社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団財務規程の廃止)

2 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団財務規程（昭和48年神リハ規程第13号）は廃止する。

(社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団職務権限規程の一部改正)

3 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団職務権限規程（昭和51年神リハ規程第4号）の一部を次のように改正する。

(省略)

附 則（昭和58年3月1日神リハ規程第1号）

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月27日神リハ規程第2号）

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日神リハ規程第1号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日神リハ規程第2号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日神リハ規程第3号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日神リハ規程第4号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日神リハ規程第1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日神リハ規程第4号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日神リハ規程第1号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日神リハ規程第3号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月1日神リハ規程第9号）

この規程は、平成24年11月1日から施行する。